

(別紙)

有料老人ホームに係る事業変更の届出の徹底及び留意事項について

老人福祉法第29条第2項により、有料老人ホームの設置の届出をした者は、同条第1項各号に掲げる事項に変更を生じたときは、変更の日から1月以内に岐阜市長に届け出なければならないこととされております。しかしながら、これまで変更事項を適切に届け出すことなく、未届けとなっている事例が見受けられたほか、届出された場合も、記載内容の不備や添付書類の確認が十分にできていない場合があります、再提出をお願いする場合も見受けられております。

つきましては、有料老人ホーム事業の内容に変更があった場合は、必ず期限までに届出いただきたいと存じます。また、変更の届出に当たっては、下記事項に御留意をお願いいたします。

記

- 1 変更届の記載に当たっては、別添記載例を参考としてください。
- 2 変更届の添付書類として、必ず変更の事実が確認できる書類を添付してください。添付書類は、別添「変更届の主な添付書類」を参考としてください。
- 3 定員の増加が伴う変更又は介護保険事業計画との整合性を図る必要がある変更の場合は、事前に変更協議を行って、対応してください。
- 4 変更届の「変更年月日」と重要事項説明書の「記入日」の日付は同一日としてください。
- 5 重要事項説明書に、「※前払金を受領していない場合は省略可能」等の省略可能とされている部分が残っている場合は、削除するとともに、「5.職員体制」及び「7.入居者の状況」等も記入日時点の最新のものに更新してください。
- 6 変更届及び事前変更協議書の様式は、岐阜市ホームページの以下のアドレスに掲載していますので、ご使用ください。

<https://www.city.gifu.lg.jp/24476.htm>

※ 老人福祉法第29条第1項各号に掲げる事項は以下のとおりです。

- 一 施設の名称及び設置予定地
- 二 設置しようとする者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- 三 条例、定款その他の基本約款
- 四 事業開始の予定年月日
- 五 施設の管理者の氏名及び住所
- 六 施設において供与をされる介護等の内容
- 七 その他厚生労働省令で定める事項

→「七 その他厚生労働省令で定める事項」については、老人福祉法施行規則第20条の5において、以下のとおり定められています。

- 一 建物の規模及び構造並びに設備の概要
- 二 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の確認を受けたことを証する書類
類
- 三 設置しようとする者の直近の事業年度の決算書
- 四 施設の運営の方針
- 五 入居定員及び居室数
- 六 市場調査等による入居者の見込み
- 七 職員の配置の計画
- 八 老人福祉法（以下「法」という。）第29条第7項に規定する前払金、利用料その他の入居者の費用負担の額
- 八の二 法第29条第7項に規定する保全措置を講じたことを証する書類
- 九 入居契約に入居契約の解除に係る返還金に関する定めがあるときは、当該定めの内容並びに返還金の支払を担保するための措置の有無及び当該措置の内容
- 十 入居契約に損害賠償額の予定（違約金を含む。）に関する定めがあるときは、その内容
- 十一 医療施設との連携の内容
- 十二 事業開始に必要な資金の額及びその調達方法
- 十三 長期の収支計画
- 十四 入居契約書及び設置者が入居を希望する者に対し交付して、施設において供与される便宜の内容、費用負担の額その他の入居契約に関する重要な事項を説明することを目的として作成した文書

(記載例)

様式第35号(第24条関係)

第 号
年 月 日

(あて先)岐阜市長

設置者 氏名 岐阜県〇市〇町1-1
株式会社 〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇 印

有料老人ホーム事業変更(休止・廃止)届

有料老人ホームについて次のとおり事業の変更(休止・廃止)をしたので届け出ます。

施設の名称	住宅型有料老人ホーム〇〇	
所在地	岐阜県〇〇市〇〇町2-2	
施設の種類	住宅型有料老人ホーム	
変更(休止・廃止)の理由	施設長の体調不良により、業務に従事することができなくなったため、施設長を変更します。 また、施設利用に係る管理費について、当該管理費を充当する共用部の電気代の値上がりに伴い、相当部分に限り料金を引き上げることとします。	
変更(休止・廃止)年月日	令和〇年〇月〇〇日	
変更事項	変更前	・施設の管理者の氏名及び住所 〇〇 〇〇 (岐阜県〇〇市〇〇町3-3) ・施設において供与されるサービスの料金 管理費 〇〇〇円
	変更後	・施設の管理者の氏名及び住所 △△ △△ (岐阜県〇〇市〇〇町4-4) ・施設において供与されるサービスの料金 管理費 △△△円

(注) 廃止の場合は、廃止後における入所者の処遇の方針を添付すること。

◆変更届の主な添付書類

共通		・ 変更後の重要事項説明書
個別	設置者の氏名・住所の変更	・ 法人の住所・名称変更等の場合は、商業登記簿謄本 ・ 事業譲渡の場合は、譲渡契約書又は賃貸借契約書の写し、及び譲渡を受けた法人の定款及び商業登記簿謄本等
	定款その他の基本約款の変更	・ 当該変更のあった定款等
	施設の管理者の変更	・ 変更後の管理者の経歴書
	建物の規模・構造及び設備の変更 入居定員・居室数の変更	・ 施設の図面等
	職員の配置計画の変更	・ 職員の配置計画を記載した資料（様式任意）
	利用料の変更	・ 当該利用料変更について諮った運営懇談会の開催案内・会議記録・配布資料等
	医療施設との連携の内容の変更	・ 新たに協定等を締結した場合は、当該協定書の写し